

媛剣連第 194 号
令和 5 年 3 月 10 日

加盟団体長 様
学校長 様

(一社) 愛媛県剣道連盟
会長 俊野徹人

面マスクの着用について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和 2 年 4 月 6 日付全剣連通知文により、現在の新型コロナウイルス感染症対策を実施して参りました。

愛媛県剣道連盟におきましても本連盟独自の「対人稽古取り組み」ガイドラインを会員の皆様に通知して今日に至りました。

昨今のマスクの着用について政府の取り組みが発表されたことにより、全剣連から別紙の通知文書が届きましたのでお知らせいたします。

なお、愛媛県剣道連盟は全剣連の通達を受け、今後の面マスクの着用は個人の判断に委ねることといたします。

それ以外の試合審判ルール等については、今後の全剣連の通知を待ちたいと考えています。

令和5年3月10日

面マスクの着用について

公益財団法人 全日本剣道連盟

政府（厚生労働省）は、マスクの着用について、「令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。」との方針を示しました。

公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）においても政府の方針及び全剣連による調査に基づき、令和3年8月4日付「対人稽古に関する感染予防ガイドライン」にかかわらず、**令和5年3月13日以降、剣道における面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。**

しかしながら、剣道は新型コロナウイルス感染症の感染原因となる飛沫を発する武道ということに鑑み、以下の諸点に留意して稽古をしていただくようお願いします。

1. 面マスクを着用しない場合は、口の部分を覆うシールドの着用をお願いします。

- 全剣連はシールドの飛沫防止能力について、再度科学的調査を実施しました。シールドは多くの種類が販売されていますが、全剣連の行った調査によれば、大きな飛沫（5 μ 以上）については各シールドとも一定の効果がありました。しかし、小さな飛沫（0.5 μ 以上）については各シールド間で飛沫防止能力に差があり、シールドの形状

によっては、ほとんど防止能力がないものもありました。

ただし、全剣連の調査では、シールドの下部の隙間をスポンジ状のもので塞ぐと、飛沫飛散の防止に大きな効果を得ることができました。ぜひ参考にしてください。

【参考】全剣連の調査

5 μ 以上の飛沫は、その多くが1.5～2メートルの距離で落下しますが、より小さなものは空気中を漂い、オミクロン株の感染原因になります。このため全剣連は、5種類のシールドについて、大きな飛沫（5 μ 以上）と小さな飛沫（0.5 μ 以上）に対し各々どの程度の飛散防止能力があるかを調査しました。結果は以下の通りです。

- ▶ 大きな飛沫（5 μ 以上） 14%～89%の飛沫防止
- ▶ 小さな飛沫（0.5 μ 以上） マイナス30%～47%の飛沫防止
- ▶ スポンジ装着 小さな飛沫68%、大きな飛沫95%を防止

- 面マスクの着用は個人の判断ですが、重症化リスクの高い人（基礎疾患のある方、例えば70歳以上の高齢者等）については、感染防止のため引き続き面マスク及びシールドを着用した方が良いとの専門家の意見があることにもご留意ください。

2. 面マスクの着脱を問わず、以下の基本的な感染対策につきましては引き続き徹底いただきますようお願いいたします。（「対人稽古に関する感染予防ガイドライン」参照）

- 工業用送風機を用いるなど、道場内の換気の徹底【重要】
- 二酸化炭素チェッカーの設置
- ワクチン接種の推奨

- 三密の回避
- 手指の消毒

3. 居合道、杖道においても、面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。

以上